

甲府法人会 たより



イチョウと富士山（撮影場所：富士川町）

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和元年11月

第144号

題字 高野会長

主な内容

巻頭役員寄稿

令和2年度税制改正に関する提言

法律相談 Q&A

税務相談 Q&A



甲府法人会は2019年11月に創立70周年を迎えました

巻頭役員寄稿

地方創生の取組みについて



公益社団法人 甲府法人会

副会長 関 光 良

甲府法人会より

山梨県の人口は、2000年9月89万人をピークに、2019年9月現在81万人と、19年間で8万人余りが減少しています。人口が7万人余りの甲斐市や南アルプス市よりも多い人数が減少したと言えば、このインパクトの大きさがイメージやすいと思います。

先ごろ山梨県が公表した県政運営の指針となる総合計画（2019～22年度）の素案で示された新たな県人口ビジョンでは、2040年に69万人、2060年に59万人とする目標見直しがなされたところです。県があらゆる施策を総動員したうえでも、今後21年間で更に12万人減少するということを示しています。

山梨県の人口減少は、出生数と死亡数の差である自然減と、県外への

流出超過による社会減の両方が進行しており、高齢化、少子化、労働人口の減少が急速に進んでいます。

その結果、需要の減少、不動産価格の低下、深刻化する人手不足、といった問題のほか、身近なところでは、地域の小学校の統廃合、高齢者主体とならざるを得ない自治会運営など、目に見える形となつてその影響が現れています。

このように、県人口の減少は地域の活力の減退・減衰に直結するため、少しでもこの減少ペースを鈍化させるために、子育て支援や就職先の確保、移住者支援など様々な策を講ずる必要があります。

これらは行政が中心となつて展開されている訳ですが、一方で、活力ある地域づくり、魅力ある地域づくりを

りは行政だけの問題ではなく、県内企業および県民ひとりひとりが創意工夫のもと、果たすべき役割があるのでないかと考えています。

甲府法人会が実施する取組みにおいても、こうした地方創生のための活動として、やまなし出会いサポートセンターなど多数ありますが、今

回は、私が代表を務める株山梨中央銀行で実施している事例をいくつか紹介します。人口減少の克服、地方創生の取組みに特効薬はありませんが、今、私どもが出来ることからと

いうことで取り組んでおります。まず、2013年に山梨県と「定住人口確保に関する協定」を締結し、県が設置する「やまなし暮らし支援センター」事業との連携を開始し、その後、市町村との連携による移住・定住促進等の取組みを展開しています。

具体的には、東京都および神奈川県内の17店舗に「やまなし移住相談窓口」を設置し、当該窓口設置店の支店長が山梨県から「やまなし移住アドバイザー」の委嘱を受け、移住希望者の相談を「やまなし暮らし支援センター」へ取次いでいるほか、ロビー・A.T.Mコーナーを活用し、県内市町村による移住PRイベントや移住相談会の開催を支援していま

す。

また、これらの店舗には全市町村のPRリーフレット等を一斉に掲出できる専用リーフレットスタンドを設置、各店ロビーで市町村のPR映像を配信するなど、「山梨県の情報発信拠点」として積極的に地域の情報を発信しています。

さらに、市町村が実施する定住住宅取得事業と連動した特別金利の市町村提携住宅ローンを19市町村において取り扱っており、移住者の受入態勢整備の一助となるよう取り組んでいます。

今回紹介した取組みは、ほんの一端ではありますが、このような取組みを通じて、山梨への移住者や観光等での交流人口の増加を図り、地域経済活性化に繋げることが、社会的な使命と考えています。山梨県は、今年の甲府開府500年から2020年中部横断道開通、2021年信玄生誕500年とイベントが目白押しです。こうしたフォローの風を十分活かして、甲府法人会の取組みともしつかり連携しながら、地方創生に貢献していきたいと考えています。

（株式会社山梨中央銀行
代表取締役頭取）

甲府法人会より

甲府税務署との意見交換会

組織・厚生合同委員会を同時開催



挨拶をする高野副会長

7月の東京国税局の人事異動に伴い、甲府税務署においても新幹部職員の皆様が着任されました。8月20日、古名屋ホテルにおいて、澤田署長をはじめ法人会関係部門の幹部職員のご出席をいただき、意見交換会を開催しました。法人会からも約五十名の役員の皆様が参加し、税務行政や法人会の各種活動について活発な意見交換を行いました。

また当日は、組織・厚生合同委員会も行い、会員増強の目標数の設定と法人会福利厚生制度の推進に向けた施策の共有を図りました。

甲府税務署による優良申告法人の表敬

このほど、当会会員の株式会社サンキヨーが、甲府税務署から優良申告法人として表敬を受けました。甲府税務署の澤田署長、加藤副署長が同社を訪問し、表敬状をお渡ししました。



※優良申告法人とは：税務当局が適正な申告・納税を行っているか確認・審査のうえ、「申告納税制度の本旨に即した適正な申告と納税を継続し、他の納税者の模範となる法人」に対して税務署長が表敬制度に則り、表敬を行つた法人のこと。

『消費税研修会』を ブロックごとに開催



10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率が導入されました。消費税の軽減税率の導入により、毎日の仕事の中で、取り扱う商品の適用税率の把握や税率ごとに区分した記帳といった様々な対応が必要となりました。こうしたなか、当会では管内の10ブロックごとに消費税軽減税率制度への対応について研修会（区分経理、インボイス等）を行っています。

10月8日、第三十六回法人会全国大会が三重県の津市産業・スポーツセンターにおいて開催され、甲府法人会から高野会長をはじめ五名が参加しました。

法人会全国大会（三重大会）



高野会長を中心に甲府法人会からの参加者

第一部は伊勢神宮広報課長の音羽悟氏による「皇室と神宮」と題した講演が行われました。

続く第二部の式典では、会員増強や研修・福利厚生など各部門の優秀県連の表彰のほか、税制改正に関する提言のアピールや青年部会による租税教育活動の事例発表が行われました。

甲府法人会より



税金クイズに挑戦する子供たち



子供達とプロ選手によるミニゲーム



9月21日、山梨中銀スタジアムにおいて「少年サッカー・税金教室」を開催し、山梨県内の11の少年サッカーチーム、約140名の小学生が参加しました。

この活動は、昨年まで山梨県法人会連合会が租税教育活動と社会貢献活動の一環として行っていた活動を今年から県内4法人会共催事業としました。4法人会青年部会員が当日の運営に協力し、当会青年部会からも参加しました。

サッカー教室では、ヴァンフォーレ甲府のプロ選手9名とアカデミーコーチに講師を担当していただき、技術指導のほかプロ選手と子供達によるミニゲームを行い、子供達は憧れのプロ選手とのゲームを楽しんでいました。また閉会式では『税金クイズ』の成績が発表され、優秀だった小学生には、プロ選手のサイン入り色紙がプレゼントされました。さらに参加した小学生と保護者は当日のヴァンフォーレ甲府とアルビレックス新潟の試合に招待されました。

における役割などについて楽しく学んでもらいました。

サッカー教室では、ヴァンフォーレ甲府のプロ選手9名とアカデミーコーチに講師を担当していただき、

技術指導のほかプロ選手と子供達によるミニゲームを行い、子供達は憧

れのプロ選手とのゲームを楽しんでいました。また閉会式では『税金クイズ』の成績が発表され、優秀だった小学生には、プロ選手のサイン入り色紙がプレゼントされました。さらに参加した小学生と保護者は当日のヴァンフォーレ甲府とアルビレックス新潟の試合に招待されました。

寄贈式では、高野会長から山梨県健康長寿推進課の斎藤課長、山梨県社会福祉協議会の茂手木常務理事に、それぞれタオル等をお渡しました。善意の品々は、山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて、県下の福祉施設などに贈られます。

9月21日、山梨中銀スタジアムにおいて「少年サッカー・税金教室」を開催し、山梨県内の11の少年サッカーチーム、約140名の小学生が参加しました。

県内4法人会共催 「少年サッカー・税金教室」



会員から寄せられた タオル等を寄贈

《社会貢献活動》

〔山梨県連主催〕 「女子力パワーアップセミナー」 第2回、第3回



諸平社長の講演

管理職を対象としたセミナーでは、マコト医科精機株式会社の諸平あゆみ社長から、女性経営者のリーダーとしてのあり方や普段心掛けている気配りなどの話をいただきました。次年度の同セミナーも甲府法人会から多数ご参加いただけるよう呼びかけをしていく方針です。

山梨県連主催の「女子力パワーアップセミナー」が甲府法人会館において、定時総会の出席者などから寄せられたタオル、石けん、ティッシュ、使用済み切手などの善意の品々を、山梨県と山梨県社会福祉協議会に寄贈しました。

寄贈式では、高野会長から山梨県健康長寿推進課の斎藤課長、山梨県社会福祉協議会の茂手木常務理事に、それぞれタオル等をお渡しました。善意の品々は、山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて、県下の福祉施設などに贈られます。

山梨県連主催の「女子力パワーアップセミナー」が甲府法人会館において、9月11日に中堅社員、10月18日に管理職を対象として開催され、甲府法人会の会員企業から多くの女性社員が参加しました。

マコト医科精機株式会社の諸平あゆみ社長から、女性経営者のリーダーとしてのあり方や普段心掛けている気配りなどの話をいただきました。次年度の同セミナーも甲府法人会から多数ご参加いただけるよう呼びかけをしていく方針です。

甲府法人会より



女性部会長 深澤由美子

お盆休みが終わったばかりの8月17日の土曜日、私たち女性部会のアロアロチームは、「社会福祉法人日清会あかしグループ」の納涼祭への慰問に伺いました。介護老人福祉施設 ショートステイ、デイサービス、グルーピングホーム等々多岐にわたる施設があり、それらに入所の皆様とご家族やご町内の皆様が参加しての盛大な夏祭りで、駐車場を利用した会場は大変賑やかでした。そこで私たちは「アロハ～皆様、法人会つてご存知ですか？」と先ずはご挨拶をさせて頂き、テンポの速い曲、ゆったりの曲と3曲ご披露。

フラダンスは手話のように手の動きで色々なものを表しますから、これは花ですよ！とかその花から何て良い香りと匂いを嗅ぐ仕草とか、胸に両手をクロスして愛する人を想いますとその曲に合わせた動作を解説。最後には会場の皆様と会場係りとして浴衣姿で汗だくの職員の皆様を巻き込んで「月の夜は」のレッスンを



フラダンスの披露

精一杯の笑顔で踊っていきたいと思います。私も踊つてみたいと思われる会員さんは月に2回（第1・第3木曜日）法人会館でレッスンしていますから是非ご参加下さい。お待ちしています。

今年は20名の参加をいただき、ノリタケの森、明治村へのバスツアーリの旅でした。

交流委員会の会員相互の親睦を図るという事だけでなく、組織委員会の「会員増強」を推進し、今年1名の入会者がありました。皆様のご理解を頂きひとりでも多くの方の入会に繋がる事を願つて会員以外の方の参加もしていただきました。

ノリタケの森に着く頃には雨も上がり、車中も大盛り上がりでした。そして森の中のフレンチレストラン「キルン」でのおいしいお食事、ノリタケの食器のお買物、明治村でのお土産、10月より消費税が上がり購買意欲が減少し、経済が心配と、報じられていましたが、日頃より税に対するご理解があるからこそか、そ

して一緒に踊つて頂きました。その時ばかりは入所者の皆様も、焼き鳥やたこ焼きの串をお皿において頭の上に手を大きく広げてお月様を表現したり、曲と歌詞に合わせてウクレレを弾く手真似をして下さり笑顔でのストレッチ体操でした。

これからも社会貢献活動として慰問を重ね、皆様に喜んで頂けるよう

小雨の降る中、10月8日組織、研修、交流委員会合同による日帰り研修会が実施されました。

忙しい毎日を過ごしている女性部会員にとって「心の充電」が出来た楽しい一日になりました。

んな心配もものともせず、しっかりと10%の消費税を沢山支払って経済の活性化に貢献して来ました。（笑）

これから活動として、ハーブの壁飾り教室、青年部会との親睦ゴルフ、講演会を企画し、法人会組織の充実の為に会員増強を図りたいと考えております。

女性部会 日帰り研修会

女性部会 交流委員長 岸本敏江



令和2年度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映し、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。本年も全国から寄せられたアンケートや税制改正要望をとりまとめた「令和2年度税制改正に関する提言」が全国法人会総連合の理事会において決議されましたので、提言内容をご紹介します。

はじめに

我が国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。円安・株高などをもたらした異次元の大規模金融緩和の効果が期待できなくなつたうえ、米国と中国の通商摩擦によるマイナス影響が我が国でも顕在化してきたからである。

消費税の使途は教育無償化にも拡大され、「社会保障と税の一体改革」の理念は大きく失われている。基礎的財政収支（プライマリーバランス）PB）の黒字化目標も2025年度へ大幅に先送りされたままである。

海外経済面では指摘した米中の対立が安全保障の側面も有する摩擦にまで発展しているほか、トランプ米大統領の保護主義政策が我が国をも対象とするなど予断を許さない状況となつていて。

アベノミクスが「一丁目一番地」と位置付けた規制改革を中心とした成長戦略に本腰を入れていれば、こうした外的ショックにも強い自律的好循環に移行していただろう。しかも、長期にわたる安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却もできず、異次元緩和の出口戦略の議論にさえ入っていない。極めて残念である。

国家的課題である財政健全化に至つては、後退に後退を重ねてきた。社会保障の恒久的安定財源である消費税の税率10%への引き上げは本年10月に実現の運びとなつたが、これは当初予定より4年遅れである。かつ、増税による景気変動の抑制を目的とした税収増を上回る財政措置についても過剰な対策との批判が高まつてゐる。

こうした政策はひとえに財政規律が毀損された結果といえよう。すでに社会保障に限定されていた

消費税の使途は教育無償化にも拡大され、「社会保障と税の一体改革」の理念は大きく失われている。基礎的財政収支（プライマリーバランス）PB）の黒字化目標も2025年度へ大幅に先送りされたままである。

海外経済面では指摘した米中の対立が安全保障の側面も有する摩擦にまで発展しているほか、トランプ米大統領の保護主義政策が我が国をも対象とするなど予断を許さない状況となつていて。

アベノミクスが「一丁目一番地」と位置付けた規制改革を中心とした成長戦略に本腰を入れていれば、こうした外的ショックにも強い自律的好循環に移行していただろう。しかも、長期にわたる安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却もできず、異次元緩和の出口戦略の議論にさえ入っていない。極めて残念である。

国家的課題である財政健全化に至つては、後退に後退を重ねてきた。社会保障の恒久的安定財源である消費税の税率10%への引き上げは本年10月に実現の運びとなつたが、これは当初予定より4年遅れである。かつ、増税による景気変動の抑制を目的とした税収増を上回る財政措置についても過剰な対策との批判が高まつてゐる。

こうした政策はひとえに財政規律が毀損された結果といえよう。すでに社会保障に限定されていた

I 税・財政改革のあり方

基本的な課題

我が国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。円安・株高などをもたらした異次元の大規模金融緩和の効果が期待できなくなつたうえ、米国と中国の通商摩擦によるマイナス影響が我が国でも顕在化してきたからである。

我が国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。円安・株高などをもたらした異次元の大規模金融緩和の効果が期待できなくなつたうえ、米国と中国の通商摩擦によるマイナス影響が我が国でも顕在化してきたからである。

消費税の使途は教育無償化にも拡大され、「社会保障と税の一体改革」の理念は大きく失われている。基礎的財政収支（プライマリーバランス）PB）の黒字化目標も2025年度へ大幅に先送りされたままである。

海外経済面では指摘した米中の対立が安全保障の側面も有する摩擦にまで発展しているほか、トランプ米大統領の保護主義政策が我が国をも対象とするなど予断を許さない状況となつていて。

アベノミクスが「一丁目一番地」と位置付けた規制改革を中心とした成長戦略に本腰を入れていれば、こうした外的ショックにも強い自律的好循環に移行していただろう。しかも、長期にわたる安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却もできず、異次元緩和の出口戦略の議論にさえ入っていない。極めて残念である。

国家的課題である財政健全化に至つては、後退に後退を重ねてきた。社会保障の恒久的安定財源である消費税の税率10%への引き上げは本年10月に実現の運びとなつたが、これは当初予定より4年遅れである。かつ、増税による景気変動の抑制を目的とした税収増を上回る財政措置についても過剰な対策との批判が高まつてゐる。

こうした政策はひとえに財政規律が毀損された結果といえよう。すでに社会保障に限定されていた

税率10%への引き上げが、極めて説得力を欠く理由で2度も延期されたことは、財政規律を毀損するに十分であった。

今般、この税率引き上げがやつと実現の運びとなつたが、これから本格化する社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、極めて不十分と言わざるを得まい。「令和」という新時代が幕を開けた今こそ、平成時代に毀損された財政規律を取り戻し、「受益」と「負担」の均衡に向けて税率10%超への議論を早急に開始せねばならない。そして問題解決の具体的道筋をまとめ実行に移す。それは政治のみならず、国民一人ひとりに求められる責務であろう。

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げが実現の運びとなつたが、「社会保障と税の一体改革」では2015年10月に引き上げる予定だつたのだから、実際に4年遅れたことになる。しかも今回引き上げでは、財政規律を大きく損なう2つの問題があつた。

ひとつは消費税の使途拡大である。

「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に限定していた使途を幼児教

育無償化にまで拡大したのである。

これにより改革理念は失われ、社会保障の安定財源確保を目的とした消費税のあり方も変質してしまつた。

2つ目は税率引き上げによる景気悪化抑制を理由とした過剰ともいえる財政措置である。増税による負担増という影響額をこの幼児教育無償化などで2兆円程度に抑制したうえ、

ポイント還元や公共事業などで2.3兆円の財政措置を行つたのである。

いくら税率引き上げへの環境整備が必要だつたとはいえ、増税による税収増を財政支出が上回つたのでは、何のための増税なのか本末転倒の誹りは免れまい。

財政健全化目標に至つては、財政規律など存在しないも同然となつてゐる。政府は昨年、基礎的財政収支（プライマリーバランス＝P B）の黒字化目標達成を消費税率引き上げ延期に伴い2020年度から2025年度へ大幅に先送りし、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2019）でもこれを踏襲した。しかし、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い名目成長率を前提としても2025年度には

間目標である①P B赤字の対GDP比を1・5%程度②債務残高対GDP比を180%台前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下——という指標も同様に踏襲されたが、これは2025年度のP B黒字化目標以上に問題を内包している。なぜなら、「債務残高」と「財政収支」の対GDP比は、長期金利が成長率を下回る異次元緩和が目標達成を容易にしているだけで、いずれ金利が正常化すれば指標は急速に悪化する。つまり、国民に誤解を与えるやすい目標であることを指摘しておかねばならない。

(2) 政府は、2016年度から18

年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり歳出、歳入の一体的改革によつて進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とするところなく、また歳出については聖域を設げずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(1) 今般の消費税率10%への引き上

た。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となつてはならない。

(4) 今般の消費税率引き上げに伴つて本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。また、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者が人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円(2019年度約124兆円)に達する見込みである。

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指

摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

その意味で注目されるのは、来年度が2年に一度の改定年に当たる診療報酬である。これまでの改定では「薬価」引き下げで診療報酬全体を抑制してきたが、今回こそ「本体」にどう切り込むかが焦点となろう。また、「骨太の方針2019」では高齢者の雇用・就業機会を確保するため、70歳までの就業機会の確保を企

業の努力規定として求めていくことを盛り込んだが、年金支給開始年齢の引き上げも一体的に議論する必要がある。さらに、将来の廃止も検討されている在職老齢年金制度については、将来世代の年金財源への影響を考慮すれば慎重であるべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

3. 行政改革の徹底

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行政の徹底」が不可欠であつたことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず魄よりも」の精神に基づき自ら身を削るるのである。しかし、政府・議会がこの国民の要請に応えているとはとても言えない。

たとえば「一票の格差是正」や合

として注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

医療費・介護費の抑制につながる

格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付よりも子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とによりハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳

区対策を理由に参議院定数を6増やしたことである。一票の格差は是正せねばならないが、それは定数を増やすのではなく、減らす方法で行うべきであり、国民が求める議員定数の抜本的な削減逆行している。しかも、この6増による経費増を削減する方策として、参議院議員の歳費を月額数万円自主返納するというが、これは明らかに国民の批判を回避するための小手先のパフォーマンスとみられて仕方あるまい。

の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

したことである。一票の格差は是正せねばならないが、それは定数を増やすのではなく、減らす方法で行うべきであり、国民が求める議員定数の抜本的な削減逆行している。しかも、この6増による経費増を削減する方策として、参議院議員の歳費を月額数万円自主返納するというが、これは明らかに国民の批判を回避するための小手先のパフォーマンスとみられて仕方あるまい。

4. 消費税引き上げに伴う対応

措置

また近年、地方の政府・議会を含め、国民の信頼を裏切るような不祥事が相次いでおり、国民の不信感は極度に高まっている。もはや改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と數値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

（1）現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を制度は事業者の事務負担が大きいいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率

10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

また、税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッ

（1）国・地方における議員定数の大
胆な削減と歳費の抑制。

（2）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

（3）特別会計と独立行政法人の無駄

化に不可欠、かつ極めて重要である。このため、税率引き上げ後も消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が求められる。

（1）現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を制度は事業者の事務負担が大きいいうえ、税制の簡素化や各種手当等の申請手続の簡略化を図れば、よりカードの高い対策をとるべきである。

そのためには、国民にどうカードの利便性を実感してもらうかがカギになる。その意味で2021年3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されるのは重要な。また、e-Taxやe-LTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続の簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

（2）消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

（3）システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対する特段の配慮が求められる。

制度の運用に当たつて不可欠なのは、年金情報流出問題などでみられた個人情報漏洩の防止、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の信頼が担保される措置を講じることである。さらにコスト意識の徹底にも努めねばならない。

マイナンバー制度の利用範囲について、社会保障と税、災害対策に限定されているが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題である。

たとえば世帯収入の把握なども簡単になり、新たな制度設計がしやすくなるといったメリットもあるからだが、それには広範な国民的議論が必要になろう。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続

6. 今後の税制改革のあり方

今まで指摘したように、消費税はすでに指摘したように、消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に不可欠、かつ極めて重要である。

そのためには、国民にどうカードでいく必要がある。

（1）積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

（2）議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

（3）特別会計と独立行政法人の無駄

（4）議員定数を6増や

（5）マイナンバー制度の運営

経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな景気拡大基調に黄信号がともりはじめたといわれる。米中経済摩擦の影響などで企業収益に陰りが見えてきたからである。

さらに、アベノミクス最大の成果をもたらしたといわれる円安・株高傾向の行方も不透明になっている。

その背景には米国が金融引き締めから緩和へ微妙に舵をきる一方で、我が国の異次元の大規模緩和策に手詰まり感が出ていることがある。それどころか、行き過ぎた緩和により市場機能や金融機能に歪みが生じている。

「骨太の方針2019」はAI（人工知能）活用による生産性向上や教育無償化などを中心とした「人づくり

り革命」、長時間労働の是正などによる「働き方改革」といった経済社会の活性化策を打ち出しているが、

焦点が絞られていないうえ潜在成長力をどの程度押し上げるのか定かではない。成長戦略の“一丁目一番地”であつたはずの規制緩和、とりわけ農業や医療といった岩盤規制に改めて切り込む必要がある。

指摘したように、相互の保護主義政策がぶつかる形の米中経済摩擦をはじめ我が国を取り巻く環境は一層、厳しくなっている。対外的には日・

EU（欧州連合）経済連携協定（EPA）の活用など自由貿易政策を推進し、国内的には個人消費の喚起と企業の膨大な内部留保を活用する方策が不可欠である。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化策もより重要になる。

そのためには地方創生戦略との連携強化や、事業承継税制のさらなる改革が求められよう。

（1）中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、80万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

1. 法人実効税率について

平成28年度税制改正で、法人実効税率「20%台」が実現（29・74%）

ア主要10カ国の中平均は22%となつている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎはない。成長戦略の“一丁目一番地”であつたはずの規制緩和、とりわけ農業や医療といった岩盤規制に改めて切り込む必要がある。

般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるよう税制の確立が求められる。

（1）中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、80万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

（2）租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少

ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- OECD（経済協力開発機構）加盟国の中平均は25%、アジ

3・事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によつて事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧洲主要国と比較すると限定的な措置にとどまつており、欧洲並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中

小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われることは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要なだろう。

今年度が最終年にあたる第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を振り返つてみると、こうした理念や意識が希薄だったように見える。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していないかなければ真の活性化にはつながらない。

その意味で、「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。今般の税制改正では過度な返礼品を送付している自治体を制度の対象外にする見直しが行われたが、当然の措置であろう。

(1) 地方創生では、さらなる税制上

の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などをによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体

体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

また、「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題になつた地方の基金残高総額も過去最高の22・0兆円（29年度）に膨らんだままである。そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。

住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治

(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立て行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の

1. 納税環境の整備
行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育を取り組み、納税意識の向上を図つていく必要がある。

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

V その他

復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

法律相談



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋俊仁

年次有給休暇についての改正

A 「労働基準法の改正もありましたので、従業員の有給休暇の取扱いについて改めて教えてください。

Q 「労働基準法の改正もありましたので、従業員の有給休暇が未消化の場合に、従業員の同意を得てこれを買い上げることはできるのでしょうか。」

1. 働き方改革の一環として労働基準法が改正され、2019年4月1日から、10日以上の年次有給休暇（年休）が付与される全ての労働者に対し毎年5日の有給休暇を与えることが使用者に義務付けられ、罰則（30万円以下の罰金）も設けられており、適切な対応が必要となっています。

2. 労使の合意により年休の買上げを行うことが可能かについては、法改正で取得が義務付けられた年

5日分についてはもちろん、これを超える日数の有給休暇についても基本的に買上げをすることはできません。年休は、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、休日のほかに毎年一定日数の休暇を有給で保障したものであり、現実に休暇を取得することが重要と考えられているからです。ですから、例えば労使間の合意で年休の買上げを予約し、予約された日数については年休取得を認めないとすることは違法ということになります。

5日を超える日数を対象としているのは、従業員が個人的事情により自由に取得できる日数として5日を超える日数を対象とする制度です。年休のうち5日を超える分について、休暇取得日をあらかじめ割り振ることができる制度です。年休のうち5日を超える日数を対象としているのは、従業員が個人的事情により自由に取得できる日数として5日を超える日数を対象とする制度により付与された年休も法改正により取得させなければならぬものとされた5日分としてカウントされます。例えば計画的付与制度により労働者が2日の有給休暇を取得した場合、使用者は残りの3日分について年休を取得させればよいことになります。これに

3. このように買上げが限定的にしか行えないとすると、年休の取得の時期や態様によっては業務遂行に重大な支障が出るなど、労使双方にとって不都合と感じられる場合もあるうかと思います。

このような場合、年休の計画的付与や半休を活用することが考えられます。

4. 年休の計画的付与制度は、年休のうち5日を超える分について、休暇取得日をあらかじめ割り振ることができる制度です。年休のうち5日を超える日数を対象としているのは、従業員が個人的事情により自由に取得できる日数として5日を超える日数を対象とする制度です。この制度により付与された年休も法改正により取得させなければならぬものとされた5日分としてカウントされます。例えば計画的付与制度により労働者が2日の有給休暇を取得した場合、使用者は残りの3日分について年休を取得させればよいことになります。これに

意に買い取ることにも問題はありません。また、法定の日数を超える年休が付与されている場合、その分の年休を買い上げることも可能です。これが質問に対する回答となります。

この制度を設けるためには、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合はその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で書面による協定を結ばなければなりませんし、就業規則への記載も必要になります。計画的付与の方法は様々ですが、例えば個人別に付与する場合には、従業員ごとに有給休暇取得日を何月何日にするのか具体的に定めた計画表を作成することになります。

5. また、半日単位での年次有給休暇（半休）の取得を活用することも考えられます。意見聴取に際して労働者から半日単位での有給休暇取得希望があれば、使用者が半休を取得させることに問題はなく、その場合には0・5日として取得義務の5日分にカウントされます。これに対し、時間単位での年次有給休暇については、その時間分を取得義務の5日分から控除することができます。この点には注意が必要です。以上

この制度を設けるためには、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合はその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で書面による協定を結ばなければなりませんし、就業規則への記載も必要になります。計画的付与の方法は様々ですが、例えば個人別に付与する場合には、従業員ごとに有給休暇取得日を何月何日にするのか具体的に定めた計画表を作成することになります。

また、労働者もためらいを感じることなく有給休暇を取得することができる、年休取得の促進につながるというメリットもあります。なお、この制度を設けるためには、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合はその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で書面による協定を結ばなければなりませんし、就業規則への記載も必要になります。計画的付与の方法は様々ですが、例えば個人別に付与する場合には、従業員ごとに有給休暇取得日を何月何日にするのか具体的に定めた計画表を作成することになります。

この制度を設けるためには、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合はその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で書面による協定を結ばなければなりませんし、就業規則への記載も必要になります。計画的付与の方法は様々ですが、例えば個人別に付与する場合には、従業員ごとに有給休暇取得日を何月何日にするのか具体的に定めた計画表を作成することになります。

また、労働者もためらいを感じることなく有給休暇を取得することができる、年休取得の促進につながるというメリットもあります。なお、この制度を設けるためには、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合はその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で書面による協定を結ばなければなりませんし、就業規則への記載も必要になります。計画的付与の方法は様々ですが、

税務相談



消費税の軽減税率導入に伴う 中小企業者の特例

東京地方税理士会甲府支部

税理士 小林 茂幹

いよいよ消費税率の10%への引き上げと軽減税率が施行されました。各メディアにおいて10月1日の前後で改正消費税について頻繁に取り上げられたことにより、今回の増税についての消費者向けの論点はひと通り出尽くした感があります。

10%と8%の複雑な判断基準、キャッシュレス決済によるポイント還元制度、プレミアム付商品券、幼児教育無償化などです。

化における事業者側の、さらには中小企業者向けの特例について整理をしてみたいと思います。

◆中小事業者の特例

既に課税事業者においては事前の対策・準備を進めてきたところでしようが、すべての事業者において100%の準備がなされているとは考えられず、巷間では複数税率化への対応をあきらめ、廃業を選ぶ事業者もいるといいます。

現実のものとなつたこの複数税率

上記複数税率の区分経理への対応が困難な事業者（基準期間の課税売上高5000万円以下）を対象に、10%と軽減税率の区分経理がなされない場合、つまり売上又は仕入

のうちに軽減税率適用分がいくらあるか不明な場合でも申告書作成ができるとなるよう特例（経過措置）が設けられています。

売上げにかかる消費税の把握のための特例

- ① 小売等軽減仕入割合
 - ② 軽減売上割合（10営業日割合）
 - ③ 50%とする方法
- （①②③ともに令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間の売上について）

仕入れにかかる消費税の把握のための特例

- ④ 小売等軽減売上割合
- （令和元年10月1日から令和2年9月30日の仕入れについて）
- ⑤ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の延長
- （令和元年10月1日から令和2年9月30日の日が属する課税期間）

※①の小売等軽減仕入割合及び④小売等軽減売上割合については、卸・小売業の簡易課税の適用がない課税期間のみ適用可能です。また、①と④については併用不可。

甲府法人会より

- ① 小売等軽減仕入割合
売上の区分は不明でも、仕入れについて区分記載された請求書により区分経理されているのであれば、卸・小売業の仕入れのうちに軽減税率適用仕入が占める割合を売上金額に乘じて軽減税率適用売上を求める方法。
- ② 軽減売上割合（10営業日割合）
年間を通しての区分経理が難しくとも10日間ならという趣旨でしょう、連続する10営業日中の売上のうちに軽減税率適用売上が占める割合を売上金額に乘じて軽減税率適用売上を求める方法。
- ③ 50%とする方法
上記①又は②の適用が困難な、軽減税率適用売上がおむね50%以上である事業者について、売上の半分を軽減税率適用売上とみなす方法
- ④ 小売等軽減売上割合
仕入れの区分は不明でも、売上について区分経理がされているのであれば、卸・小売業の売上のうちに軽減税率適用売上が占める割合を仕入金額に乘じて軽減税率適用仕入を求める方法
- ⑤ 簡易課税制度選択届出書の提出
期限の延長
課税期間開始前の提出のみ認め

特筆すべき影響としては、現在事

られている簡易課税制度選択届出書の提出が、課税期間末までにより区分経理されています。認められています。

いずれの特例についても、事務処理体制が十分ではない事業者において申告書作成を可能とするための特例であり、税負担を軽くするための特例ではない点に留意が必要です。

また、上記特例はすべて経過措置であるため、区分経理未対応の事業者においては、次回決算までに本格的な対応を進めることをお勧めします。

◆インボイス制度

さて、今回の消費税法改正は日本社会に大きな影響をもたらしていますが、この改正は令和5年10月1日導入予定のインボイス制度（適格請求書発行事業者登録制度）創設までの経過措置として位置づけられています。

◆おわりに

今回ご紹介した特例は改正消費税の計算にあたり考慮すべきポイントの一部についての概要に過ぎません。国税庁HP内「消費税の軽減税率制度について」、政府広報オンラインの特設ページなどでも様々な留意点について解説されていますのでご参考ください。

業者が仕入れを行うにあたり仕入先が消費税の課税事業者か否かを問わずに仕入れにかかる消費税を計算していませんが、インボイス制度開始以後は免税事業者からの仕入れは控除できません。

これは、ある課税事業者が商品・役務の購入を検討するときに、同程度の価格であれば課税事業者である仕入先を選好し、免税事業者を取引相手として選ばない状況を生み出します。

つまり、令和5年10月以後、仕入先の選定にあたり免税事業者は決定的に不利な状況に置かれることになり、免税事業者としては消費税額以上の価格引下げを行うか、課税事業者を選択するかの判断を迫られます。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

電子申告で効率UP!

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略 / 還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス 検索

申告・納付等の期限の延長手続について

台風により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

災害により被害を受けた場合には、申請により申告・納付等の期限を延長することが可能です。

1 概要

災害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができます。また、申告等と同時に申請いただくことが可能ですので、状況が落ち着いたら税務署へご相談ください。

2 申請方法

期限の延長の申請は、来署して申請していただく以外にも、郵送又はe-Taxにより申請していただくことができます。

※ 災害により被害を受けられた方から申請があった場合は、基本的に期限の延長が認められます。

甲府税務署
TEL 055-254-6105

災害を受けた場合の税務手続等

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等がありますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

1 申告などの期限の延長について

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

例えば、毎月10日が納付期限の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、災害により被害を受けたために期限までの納付ができない場合には、期限の延長（災害による申告、納付等の期限延長申請）を受ける手続があります。この手続は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、税務署にご相談ください。

2 納税の猶予について

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

3 所得税の全部又は一部の軽減について

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

また、給与、公的年金、報酬などから徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

4 消費税簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例について

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（又は適用を受けることの必要がなくなった場合）には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（又は適用をやめること）ができます。

（注） 災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます。

県税のクレジットカード納付等の開始について

納税者の利便性の向上及び納付機会の拡充を図るため、10月からクレジットカード納付とPay-easy(ペイジー)納付を開始するとともに、コンビニエンスストアで納付可能な税目を拡大しました。

1 内容

① クレジットカード納付

クレジットカード納付専用ウェブサイト「山梨県税納付サイト」を利用して納税できます。

(山梨県税納付サイト https://koukin.f-reji.com/fc/yamanashi_pref/)

[必要なもの]

- ・10月以降に発行された「納付番号」「確認番号」「クレジット取扱期限」が印字された納税通知書・納付書。
- ・JCB、VISA、Mastercard、American Express、Diners Clubのいずれかのクレジットカード。

[注意事項] 別途システム利用料がかかります。

② Pay-easy (ペイジー)

県内に本店・支店のある金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングやペイジーマークのあるATMから納付できます。

[必要なもの]

- ・10月以降に発行されたPay-easy(ペイジー)マークのある納税通知書・納付書。

[注意事項]

- ・Pay-easy(ペイジー)に対応している金融機関(ATM)であっても、山梨県税の納付に対応していない場合があります。ご利用の際は予め金融機関にご確認ください。

③ コンビニエンスストアでの納付可能な税目の拡大

従前は、自動車税のみコンビニエンスストアでの納付が可能でしたが、10月以降に発行される納税通知書・納付書では、次の「2 対象税目」の納付が可能となります。

2 対象税目

自動車税（種別割）・個人事業税・法人県民税・法人事業税・不動産取得税など

※クレジットカード、Pay-easy (ペイジー)、コンビニエンスストア共通

3 その他注意事項

- ・クレジットカード、Pay-easy (ペイジー)、コンビニエンスストアでは、印字された金額のみ納付が可能です。延滞金も含めて納付する場合は、金融機関か県税事務所の窓口で納付してください。
- ・クレジットカード、Pay-easy (ペイジー)では領収証書は発行されません。
- ・車検が近いなどお急ぎの場合は、金融機関の窓口などで納付し、納税通知書の右端の車検用納税証明書をご利用ください。

甲府法人会たより

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます

(順不動・敬称略) (令和元年8月～10月)

正会員 法人名	所在地	所属支部
株式会社 高根運送	北杜市高根町	高根支部
株式会社 横装エンジニアリング	甲斐市龍地	双葉支部
株式会社 野中興産	甲府市徳行	貢川支部
青柳土木 株式会社	南アルプス市西野	白根支部
株式会社 ピー・エス・ワイ	北杜市須玉町	須玉支部
株式会社 アリハダイヤモンド	甲府市下小河原町	山城支部
株式会社 Y S T	中巨摩郡昭和町	昭和支部
有限会社 ワールドサイン	甲府市相生	甲府南支部
株式会社 マルモ建材	南アルプス市十日市場	若草支部
株式会社 ラヴィアンローズ	南アルプス市吉田	櫛形支部
株式会社 colors	甲府市飯田	穴切支部
有限会社 秋山住設	甲府市古上条町	大里・大国支部
株式会社 アイビーソウケン	甲府市青沼	甲府南支部
志村建設 株式会社	韮崎市藤井町	韮崎支部
山梨中央建設 協同組合	甲府市徳行	貢川支部
贊助会員 事業所名	所在地	所属支部
丸山夏江	笛吹市御坂町	
杉田節 税理士事務所	東京都港区	
ばすけっと	甲府市上石田	貢川支部
なでしこ生花店	南アルプス市西南湖	甲西支部
市川タイヤ商会	南アルプス市荊沢	甲西支部

「小学生の税に関する習字展」入選作品の展示のお知らせ

優秀賞の作品（27作品）の展示

展示場所	展示期間
甲府駅北口ペデストリアンデッキ	令和元年11月11日（月）～16日（土）
甲府合同庁舎 1階（甲府駅北口）	令和元年11月11日（月）～令和2年10月
甲府法人会館 2階	令和元年11月11日（月）～令和2年10月
山梨中央銀行 柳町支店	令和元年12月2日（月）～20日（金）
甲府市役所 1階 市民活動室	令和2年2月21日（金）～28日（金）

優秀賞の作品（27作品）及び佳作の作品（70作品）の展示

展示場所	展示期間
オギノリバーシティショッピングセンター	令和元年11月14日（木）～11月23日（土）
山梨県立県民文化ホール（YCC県民文化ホール）	令和元年12月24日（火）～令和2年1月24日（金）

*優秀作品の紹介は、次号（令和2年1月発行）に掲載いたします。

発行所 公益社団法人 甲府法人会 広報委員長 輝水順彦 〒401-1221 甲府市中央4丁目5番5号 TEL 055-237-7744 印刷所 株式会社内田印刷所 〒401-1221 甲府市中央4丁目5番5号 TEL 055-237-7744 発行日 令和元年11月20日	○源泉部会講習会 (第六回・最終講座) 1月23日 初級・上級講座共通 「給与所得者の確定申告について」 ○創立70周年記念講演会 1月20日 「目標達成のための組織づくり」 ○改正消費税と法人版事業承継税制の概要 1月17日 「改正消費税施行後の留意点」「法人版事業承継税制のあらまし」 ○決算法人説明会 1月28日 「決算の留意点について」 ○源泉徴収事務について 1月29日 「源泉徴収事務について」 ○新設法人説明会 1月22日 「新設法人における法人税法上の取扱いについて」 ○日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて 1月15日 「日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて」 ○源泉徴収事務について 1月11日 「源泉徴収事務について」
---	---

研修会予定

企業の税務コンプライアンス 向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするために、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月 31日点検分)		点検担当者記入欄 点検担当者: 法人 太郎	
項目番号	点検結果	代表者記入欄	
		改善方針	
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。	

○ 点検項目チェック表

II 貸借関係
(資産科目)

科 目 等	点 検 項 目	点 検 棚			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	13 現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
売掛金 未収金	16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
	19 入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 甲府法人会

電話番号 055-237-7774

URL <http://www.kofu-hojinkai.jp>